

令和5年3月守口市農業委員会総会会議録

開催日時 令和5年3月22日 午前10時00分～
開催場所 守口市役所6階 研修室602号
出席委員 ①西口 誠一 ②田中 明美 ③石田 卓三
④大倉 利文 ⑤大西 庄治 ⑥木村 剛久
⑦砂口 勝紀 ⑧辻本 卓郎 ⑩中東 郷美
⑪橋本 徹 ⑫山崎 勝彦 ⑬山田 哲三

事務局 阪本、松前、柴崎

閉会時間 午前10時33分

西口会長 それでは、ただいまから令和5年3月の守口市農業委員会総会を開催させていただきます。着座させていただきます。

最初に最近の情報をお話をさせていただきます。新聞あたりで皆さん方も御承知かと思えますけども、「春の農作業の安全確認運動」というのが展開されております。農作業事故による死亡者数というのは、直近の2021年、年間で242人の死亡事故が発生しております。これは他産業に比べて農業関係が断トツに死亡事故が多いということで、農水省もかなり力入れて農作業が安全確認運動を展開しております。皆さん方も事故がないように万全の対策をお願いできたらありがたいなと思えますし、農業委員の皆さん方も周辺の方々に安全確認の声かけをいただければありがたいなと思っております。

もう一つの情報は、農水省は農業以外の温室効果ガスの削減の取組を考えております。温室効果の削減の取り組みの成果がある東京で見える化を考えておりまして、一つはラベルをつくって朝市で出される品物について、温室効果ガスを削減してますよというのは、見える化で3つの星ぐらいこしらえて、かなり対応してますとちょっと対応してますと分かるような形で、既に農水省のほうは全国で20箇所ほど試験販売をやってます。その辺をとらまえて来年に実際、現場で温室効果ガスを削減をどれぐらいしてるかっていうことを、それぞれ農産物に添付してもらおうという話があります。添付の品目については、最初は試験前やってのは、お米とトマトとキュウリやっ

たんですけども、来年度は23品目する、かなり品目を増やしております。聞いててください、1つはなす、ホウレンソウ、ネギ、玉ねぎ、白菜、ジャガイモ、さつまいも、キャベツ、レタス、大根、にんじん、お茶、リンゴとかみかん、日本なし、桃、アスパラガス、それでミニトマト、イチゴ辺りでかなりの品目を考えてるということで、やっぱり農業も温室効果ガスの削減に協力してほしいというところがございます。出荷いただいている皆さん方にとっては、来年また余計な手間をかけるようなことになろうかと思っておりますけども、実際、実施されますと皆さん方よろしく協力をお願いしたいと思っております。

情報はそれぐらいであります。

それでは、本日の欠席委員の報告をお願いいたします。

事務局 本日、欠席されてる委員さんはおられません。全員出席でございます。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。定足数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。

それでは初めに、農業委員会憲章を唱和したいと思います、例によって黙読をお願いします。1分間ほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、本日の署名委員は、山田委員と石田委員であります。よろしくお願い申し上げます。

それでは議事の進行に入ります。

発言に際しまして挙手をいただきまして、大きな声でよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第5号「守口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第5号「守口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案」を御参照ください。

これにつきましては、先月の2月総会で協議事項として提出させていただきまして御意見を求めました。その結果、特に御意見ございませんでしたので原案のとおり提出するものでございます。

説明としては以上です。よろしく申し上げます。

西口会長 何か御意見、御質問がありましたら、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

質問いいですかね。

ほかに質問がないようでしたら採決に移りたいと思います。

議案第5号「守口市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針案」について、承認の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

西口会長 ありがとうございます。全会一致で、ありがとうございます。承認をさせていただきます。

続きまして、議案第6号「令和5年度農業最適化活動の目標の設定等について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」事務局から説明します。

こちらの資料の実際の議案第6号の別紙こちらを御参照ください。

この最適化の目標の設定等につきましては、農林水産省経営局長による通知、農業委員会による最適化活動の推進等について、こちらの通知におきまして毎年度3月末までに農業委員会ごとに設定するものでございます。本市においては同通知、別表第2に掲げる市町村に含まれているため、同通知別紙において目標設定こちらの目標の2枚目、2ページ目、3ページ目にあります。最適化活動の目標1、最適化活動の成果目標というところでございます。こちらの成果目標について、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、次のページいきまして、(3)新規産業の促進とありますが、守口市においては(2)遊休農地の解消のみ、またその続き、最適化活動の活動目標、これについても(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)活動強化月間の設定目標、(3)新規産業相談会への参加目標、3つございますが、こちらについては(1)の日数目標のみ設定するものと通知の上で出されているため、当該部分についてのみ目標設定をするものでございます。

実際に、その目標といたしましては少し戻りますが、まず1ページ目の農業委員会の状況こちらにつきましては、令和5年4月1日現在の各市統計等から見た現状を記入してございます。

2ページ目の最適化活動の成果目標のうち遊休農地の解消につきましては、こちら先ほど議案第5号で可決いただきました、指針に基づいて設定させていただいております。

続きまして3ページ目の日数目標につきましては、前年度同様4日という形で設定させていただいております。その他の事項についま

しては記載のとおりでございます。
以上で説明終わります。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。
御意見、質問がありましたら伺いたいと思います。よろしくお願
いいたします。どうぞ。
採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。それでは、議案
第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」承認の方は
挙手をお願いいたします。

(挙手)

西口会長 ありがとうございます。全会一致で本件は議案は承認されました。
ありがとうございます。
続きまして、議案第7号「個人情報の保護に関する法律等の施行に
関する守口市農業委員会規定案」について事務局から説明をお願い
いたします。

事務局 それでは、議案第7号「個人情報の保護に関する法律等の施行に
関する守口市農業委員会規程案」こちらを御参照ください。
こちらにつきましては、個人情報保護制度の全国的な見直しに伴い
まして、令和5年4月1日付で必要な事項を定めていくものでござ
います。それに伴いまして、従前の守口市個人情報の保護条例の施行に
関する守口市農業委員会規程こちらを廃止するものでございます。
詳細につきましては、議案第7号の参考1、こちらの1枚ものの資
料を御参照ください。まず資料上部、今回の規程案を制定する背景と
いたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に
関する法律、こちらがございまして今まで、個人情報保護法、個人情
報保護制度というのが民間事業者には個人情報保護法、国の行政機
関では行政機関の個人情報保護法、独立行政法人等には独立行政法
人等個人情報保護法、そして地方公共団体、守口市等には個人情報保
護条例という、別々の規程が適用されている状態でございます。こ
ちらを法律を施行することによって、個人情報保護法これを一元化
することで、民間にも国の行政機関にも市町村にも同じ法律を適用
するというので、各ばらばらだった規程を統合しようというよう
な動きでございます。こちらは令和5年4月1日付に施行されます。
これに伴いまして、この法令等の施行に関して、必要な事項を定める
必要というのが出てまいりました。そこで、資料の下のほうになりま
す左側に守口市個人情報保護法施行条例、こちらを12月議会で可

決していただきまして4月1日付で施行することになりました。これに伴いまして、市長部局でも守口市個人情報保護法施行細則こちらを規定しまして、個人情報保護法であったり、守口市の個人情報保護法施行条例、こちらは施行するために必要な情報というのを対策で規定することになってございます。

それに伴いまして、守口市の農業委員会においても、当該法令の施行に関し必要な事項を定める必要というものが出てまいりましたので本規程を制定するものでございます。本規程の内容といたしましては議案に戻っていただきまして、議案の下のところ守口市農業委員会が管理する個人情報に関する個人情報保護法、個人情報保護に関する法律及び個人情報保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行令等に守口市個人情報保護法施行条例、この3つの施行については守口市個人情報保護法施行細則、つまり市町部局と取扱いを同じように定めますというような規程になってございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。
皆さん方から御意見、御質問がありましたらお伺いしたいと思えます。
ないようでしたら、採決に移らせていただいてもいいでしょうか。
議案第7号「個人情報の保護に関する法律等の施行に関する守口市農業委員会規程案」について、承認の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

西口会長 ありがとうございます。
全員の挙手をいただきまして、承認をいただきました。ありがとうございます。
続きまして、報告第18号「農業法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第18号「農業法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」こちらを御参照ください。届出農地の詳細につきましては記載のとおりでございます。

番号1、こちらは令和5年2月6日付で農業委員会事務局に届け出がございまして、3月10日に現地調査を行いました。そして、3月13日に受理通知書の発行を行ったものでございます。

番号2につきましては、令和5年2月10日付で届け出がありまし

て3月10日に現地調査を行い、3月14日付で受理通知書の発行を行ったものでございます。どちらも農地法関係事務に係る処理基準について、第6の3の(2)のア～ウまでに該当しないことから受理しない場合には該当いたしません。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。

現地確認を行われた当日出席いただきました、辻本卓郎委員、辻本恵美子委員に御意見、補足事項がありましたらお願いを申し上げたいと思います。

最初に辻本卓郎委員から御意見、補足説明がありましたらお願いいたします。

辻本(卓)委員 ありがとうございます。3月10日、現地に赴きました。申請者の[REDACTED]昔から仲よくさせてもらってあったわけですが、立ち合いにつきましては適正に行いましたので、そのことを御報告いたします。

以上です。

西口会長 ありがとうございます。

続きまして、辻本恵美子委員から御意見、補足事項がありましたらお願いいたします。

辻本(恵)委員 辻本です。3月10日、行きましたところ昔は大日スーパーがあったところですけど、今、駐車場に変わっております、ちゃんと明示を見届けましたので以上、問題ありませんでした。

西口会長 ありがとうございます。

それぞれから説明がありました。委員の皆さん方々から御質問があればよろしくお願いいたします。

いいですかね。ないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

続きまして、報告第19号「農地法第3条第1項の規定による権利移動の届出について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第19号「農地法第3条第1項の規定による権利移動の届出について」を御参照ください。届出農地の詳細につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、令和5年2月2

0日付で相続により権利移動があった旨の届出が事務所に到達したことの報告でございます。

以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。

委員の皆さん方から御意見、御質問がありましたらよろしくお願い申し上げます。

ないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、報告第20号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第20号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」を御参照ください。申請農地の詳細は記載のとおりでございます。これは令和5年2月2日付で申請がございまして、3月10日に現地調査を行いました。その後、3月15日に証明書の発行を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。

現地確認を行われた砂口委員、御意見、補足事項がありましたらお願いをいたします。

砂口委員 現地確認をしましたが、別段申し上げることはございません。

西口会長 ありがとうございます。

委員の皆さん方から御意見、御質問がありましたらお伺いしたいと思います。

ないようでございますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

続きまして、報告第21号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第21号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書について」を御参照ください。届出農地の詳細は、記載のとおりでございます。これは、令和5年3月1日付で申請があり、3月10日に現地調査を行った上で、3月14日に証明書の発行を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。

現地確認をいただいた辻本卓郎委員の御意見、補足事項がありましたら、お願いを申し上げたいと思います。

辻本（卓）委員 東通り辺りに、残っているわずかなレンコン畑だったんですけども、それがなくなって残念やな気持ちなんですけど、そういう理由ということで報告させていただきます。

西口会長 ありがとうございます。

委員の皆さん方から御意見、御質問があればお伺いしたいと思います。

ないようでございますんで、それでは、次の報告事項に移ります。報告事項については、事務局からお願いいたします。

事務局 3件続けて報告させていただきます。

報告事項（１）「生産緑地の取得の斡旋について」を御参照ください。これは令和5年2月28日付で、守口市長から生産緑地の取得の斡旋について依頼がございました。令和5年2月28日付で斡旋の依頼をJA北河内に行ったことの報告でございます。対象等の詳細については記載のとおりでございます。

続きまして、報告（２）「農業委員会委員募集の結果について」を御参照ください。これは、守口市において令和5年2月1日～28日まで、農業委員会委員の募集を行っておりまして、農業委員会等に関する法律第9号第2項及び同法施行規則第6条第2号の規定により、結果についてはホームページに公表されたことの報告でございます。既に、応募・推薦いただきました委員の皆様ありがとうございます。詳細につきましては、ホームページに掲載しておりますが別添でつけさせていただいておりますのでそちらを御参照ください。

続きまして、報告事項（３）「令和5年度農業委員会総会日程（案）について」御参照ください。これは、守口市農業委員会申し合わせ事項の規定により、原則毎月21日を総会の日としていることから、その日程を設定したものでございます。一部、教育委員会会議室を使用している日程等、状況に応じて会議室が使えなくなった場合というのが想定されます。その場合、代替日であったり時間を変更したり、場所を調整させていただくというのがあるものでございます。また、7月のみにつきましては、今年度の場合、新農業委員会委員の任命式、こちらを兼ねさせていただいておりますので21日ではなく2

0日となっております。
以上でございます。

西口会長 ありがとうございます。説明が終わりました。
農業委員の皆さん方から御意見、御質問がありましたらお伺いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。
それでは、ほかに何かありましたら事務局から何かございませんか。

事務局 次回の総会の日時ですが、次第に記載のとおり令和5年度4月21日、金曜日、午前10時から市役所6階教育委員会会議室で開催予定でございます。
4月10日には現地調査も行われる予定でございますので、担当委員の皆様は追って通知させていただきますのでよろしくお願い致します。

西口会長 ありがとうございます。
それでは最後になりましたけどもありがとうございます。
この度は、事務局次長の松前さんが4月1日付で総務部納税課へ異動することになりましたので、最後にお世話になりました松前次長から一言、御挨拶をお願いいたします。

事務局次長 令和2年4月から農業委員会事務局で委員の皆様にお世話になりありがとうございました。いろいろ委員さんに、農業や農地の大切さというのをすごく教えていただいて興味もすごくわいてるところで異動ということで、私自身もすごく残念やなと思っております。また、これからもどっかで顔を合わすことがあると思いますので、どうかよろしく願いいたします。3年間ありがとうございました。

西口会長 ありがとうございます。
それでは、以上で農業委員会総会を終了いたします。